

# 環境分析報告の布告

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●環境影響分析報告を作成しなければならないプロジェクトまたは事業の種類と規模、及び環境影響分析報告作成の原則、方法、行動規則と指針を定める天然資源・環境省布告

## 前文省略

### 第一項（旧布告の廃止）

仏暦二五五二年六月一六日付けの環境影響分析報告を作成しなければならないプロジェクトまたは事業の種類と規模、及び環境影響分析報告作成の原則、方法、行動規則と指針を定める天然資源・環境省布告を廃止する。

### 第二項（語句規定）

本布告において、

「小売または卸売事業を営む建物（アーカーン・プラコーブ・トゥラキット・カープリーク・ル・カーソン）」とは、個人用もしくは家庭用の日用品が大部分の小売事業または卸売事業の営業に使用する建築物管理法に基づく建物を意味する。

「小売または卸売事業（トゥラキット・カープリーク・ル・カーソン）」とは、個人用もしくは家庭用の日用品が大部分の小売事業または卸売事業を意味する。

「小売（カープリーク）」とは、消費者に少量で商品を販売する事業を意味する。

「卸売（カーソン）」とは、消費者に販売する、もしくはサービス提供のために購入者に大量に商品を販売する事業を意味する。

「主要流域（ルムナム・ラック）」とは、本布告末尾書類1に基づく25流域を意味する。

「主要河川の排水門（プラトゥー・ラバーイナム・ナイ・メーナム・サーイラック）」とは、水を灌漑、堰止、留置、遮断または排水するために、主要河川において開閉可能なチャンネルを有し、本布告末尾書類2に基づく詳細を有する水路に作られた建造物を意味する。

### 第三項（末尾書類3）

環境影響分析報告を作成しなければならないプロジェクトまたは事業の種類と規模、及び環境影響分析報告作成の原則、方法、行動規則は、本布告末尾書類3に従う。ただし本布告末尾書類3に基づく第1・5番と第26・2番のプロジェクトまたは事業の種類及び規模はその限りではなく、初歩的環境影響報告として作成する。

### 第四項（末尾書類4）

環境影響分析報告または初歩的環境影響報告の作成の原則、方法、行動規則、指針は本布告末尾書類4に従う。

当該環境影響分析報告または初歩的環境影響報告の作成は、環境影響研究専門家である許可取得者によって作成されなければならない。

#### 第五項（拡張事業への適用）

環境影響分析報告または初歩的環境影響報告を作成しなければならないプロジェクトまたは事業の規模拡張に第三項の内容を準用する。

#### 第六項（旧布告の効力）

本布告の施行前に環境影響分析報告を提出した第一項の布告に基づくプロジェクトまたは事業は、環境影響分析報告審査専門家委員会が何らかの意見を有するまで、第一項の布告に基づく環境影響分析報告作成の原則、方法、行動規則及び指針に引き続き従う。

#### 第七項（重大な影響を及ぼす事業）

環境影響分析報告を作成しなければならない官公庁、国営企業もしくは民間のプロジェクトまたは事業である本布告末尾書類3に定められたプロジェクトまたは事業が、環境の質、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼすプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法の規定に係る天然資源・環境省布告に基づく環境の質、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼすプロジェクトまたは事業であれば、当該布告に従った環境影響分析報告を作成する。

#### 第八項（施行日）

本布告は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一二年六月二〇日〕

#### \* 末尾書類 1

タイ国の重要流域 25 流域

- 1、サーラウイン川流域
- 2、メコン川流域
- 3、コック川流域
- 4、チー川流域
- 5、ムーン川流域
- 6、ピン川流域
- 7、ワン川流域
- 8、ヨム川流域
- 9、ナーン川流域
- 10、チャオプラヤ川流域
- 11、サケークラン川流域
- 12、パーサック川流域
- 13、ターチーン川流域
- 14、メークローン川流域

- 15、プラチンブリ川流域
- 16、バンパコン川流域
- 17、トーンレサーブ川流域
- 18、東部海岸流域
- 19、ペッチャブリ川流域
- 20、西部海岸流域
- 21、南部地方東海岸流域
- 22、ターピー川流域
- 23、ソクラー湖流域
- 24、パッタニー川流域
- 25、南部地方西海岸流域

\*末尾書類2

タイ国の主要河川23本

- 1、ユワム川
- 2、ソクラーム川
- 3、コック川
- 4、チー川
- 5、ムーン川
- 6、ピン川
- 7、ワン川
- 8、ヨム川
- 9、ナーン川
- 10、チャオプラヤ川
- 11、サケー克蘭川
- 12、パーサック川
- 13、ターチーン川
- 14、メークローン川
- 15、プラチンブリ川
- 16、バンパコン川
- 17、チャンタブリ川
- 18、ペチャブリ川
- 19、プランブリ川
- 20、サーイヤブリ川
- 21、ターピー川
- 22、パッタニー川
- 23、トラン川

\*末尾書類3

(環境影響分析報告を作成しなければならないプロジェクトまたは事業)

1、内閣から承認を得なければならない官公庁、国営企業のプロジェクトもしくは事業、または民間との合同プロジェクトは、内閣に許可申請する段階で環境影響分析報告を提出。

2、内閣から承認を得る必要がない官公庁、国営企業のプロジェクトもしくは事業、または民間との合同プロジェクト、または法律に基づき公的機関から許可を得なければならないプロジェクトもしくは事業は、以下の表に従って環境影響分析報告を提出。

3、法律に基づき公的機関から許可を得なければならないプロジェクトもしくは事業は、以下の表に従って環境影響分析報告を提出。

[表]

(注／各項目を事業、規模、原則・方法・行動規則の順で記載)

## 1、鉱物法に基づく鉱業

### 1・1、以下の鉱業プロジェクト

1・1・1、炭鉱。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・1・2、カリ鉱山。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・1・3、岩塩採掘。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・1・4、セメント工業向け石灰石採掘。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・1・5、全種金属鉱山。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・2、地下鉱山プロジェクト。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

### 1・3、以下のエリアに立地する全種類の鉱山プロジェクト

1・3・1、閣議決定に基づく第一級水源エリア。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・3・2、閣議決定に基づく追加保全森林。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・3・3、国際的に重要な湿原エリア。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・3・4、史跡・古物・美術品・国立博物館法に基づく史跡、遺跡、歴史公園、及び国際条約に基づき登録された世界遺産から2キロ以内。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・4、爆発物を使用する鉱業プロジェクト。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

1・5、第1・1項、第1・2項、第1・3項及び第1・4項を除く鉱業法に基づくその他の種類の鉱業プロジェクト。全ての規模。鉱業事業権申請段階において提出。

## 2、石油開発

2・1、掘削方法による石油探査。全ての規模。責任部署または石油法に基づく許可権限部署に承認を申請する段階において提出。

2・2、石油生産。責任部署または石油法に基づく許可権限部署に承認を申請する段階において提出。

3、パイプラインによる石油及び燃料油輸送システム・プロジェクト。全ての規模。責任機関に許可書を申請する、または承認を求める段階において提出。

4、工業団地法に基づく工業団地、または工業団地と同一の形態にあるプロジェクト、もしくは工業のための土地分譲プロジェクト。全ての規模。プロジェクト認可または許可の申請段階において提出。

5、石油化学工業。100トン/日以上生産能力。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

6、石油精製工業。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

7、天然ガス分離または変換工業。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

8、塩化ナトリウムを原料に炭化ナトリウム、酸化水素ナトリウム、塩化水素酸、塩素、塩化酸素ナトリウム及びさらし粉を製造するクロロアルカリ工業。各製品または合計で100トン/日以上生産能力。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

9、セメント製造工業。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

10、紙パルプ製造工業。50トン/日以上生産能力。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

11、化学工程を使用する農薬製造工業。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

12、化学工程を使用する化学肥料製造工業。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

13、以下の砂糖関連工業。

13・1、生砂糖、白糖、純白糖の製造。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

13・2、ブドウ糖、果糖、または近似した製品の製造。20トン/日以上生産能力。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

14、鉄鋼工業。100トン/日以上の生産能力。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

15、鉄鋼工業ではない金属の精錬、精製または溶解工業。50トン/日以上  
の生産能力。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

16、リカー、アルコール、ビール、ワイン製造工業。

16・1、リカー、アルコール製造工業。（アルコール度25%換算で）4万ℓ/月以上。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

16・2、ワイン製造工業。60万ℓ/月以上。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

16・1、ビール製造工業。60万ℓ/月以上。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

17、工場法に基づくゴミまたは廃物に限った廃棄物リサイクル工場。全ての規模。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

18、火力発電所。10メガワット以上。営業のための建設許可申請段階、または営業許可申請段階において提出。

19、特別道路（高速道路）法に基づく特別道路システム、または特別道路と同様の形態を有するプロジェクト。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20、以下のエリアを通る国道または国道法に基づく意味を有する道路

20・1、森林動物保全・保護法に基づく動物種保護区及び禁猟区エリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20・2、国立公園法に基づく国立公園エリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20・3、内閣の承認に基づく第二級流域エリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20・4、国家保全林であるマングローブ林エリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20・5、自然な通常の満潮時の水位から50m以内の海岸エリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20・6、国際的に重要な湿原、または国際条約に基づき登録された世界遺産から2km以内のエリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

20・7、史跡・古物・美術品・国立博物館法に基づく史跡、遺跡、歴史公園、及び国際条約に基づき登録された世界遺産から2キロメートル以内のエリア。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

21、軌道を使った大量輸送システム。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

22、港湾。500トン以上の大きさ、もしくは100メートル以上の長さの船舶を受け入れる規模、または100平方メートル以上の広さのある埠頭エリアを有する規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

23、ヨットハーバー。50隻以上を収容する規模、または面積が1000平方メートル以上の規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

24、海の埋立。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

25、海岸または海中での建設または建築物移設

25・1、海岸に沿った岸壁。長さが100メートル以上の規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

25・2、砂防杭、防砂・防波堤、潮流制御杭。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

25・3、海岸外の防波堤。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

26、空輸システム・プロジェクト

26・1、商業目的の空港もしくは臨時発着場の建設または拡張。1100メートル以上の滑走路の規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

26・2、水上空港。全ての規模。離発着認可または許可申請段階において提出。

27、以下のいずれかの建物内にある、または建物内で利用する形態の、建築物管理法に基づく建築物。

27・1、環境の質に影響を及ぼすおそれのあるスペースである河岸、海岸、湖岸もしくは砂浜に立地する建築物、または国立公園もしくは歴史公園内か隣接する場所に立地する建築物。高さが23メートル以上、または各階合計もしくは特定階の面積が1万平方メートル以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。

27・2、小売または卸売事業で使用する建築物。高さが23メートル以上、または各階合計もしくは特定階の面積が1万平方メートル以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。



27・3、民間のオフィスまたは勤務地として使用する建築物。高さが23m以上、または各階合計もしくは特定階の面積が1万平方m以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。

28、土地分譲法に基づく住居または商業のための土地分譲。500以上の区画または面積100m<sup>2</sup>以上の規模。土地分譲法に基づく土地分譲許可申請の段階において提出。

29、診療所法に基づく病院または診療所

29・1、河川、海岸、湖岸または砂浜から50m以内に立地する場合。ベッド数が30床以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。

29・2、29・1項以外のプロジェクトの場合。ベッド数が60床以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。

30、ホテル法に基づくホテルまたは宿泊所。80室以上または利用床面積合計が4000平方m以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。

31、建築物管理法に基づく居住ビル。80室以上または利用床面積合計が4000平方m以上の規模。建設許可申請の段階、または許可書申請を提出せずに建築物管理法に基づき地方自治体職員に届け出る方法である場合は、地方自治体職員に届け出る段階において提出。

32、灌漑。灌漑面積が8万m<sup>2</sup>以上の規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

33、内閣が第一級流域指定を承認したエリアでの全てのプロジェクト。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

34、以下の水流変更。

34・1、災害時の場合、または国家安全保障に影響しない臨時措置である場合を除く主要流域の水流変更。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

34・2、災害時の場合、または国家安全保障に影響しない臨時措置である場合を除く国際間の水流変更。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

35、主要河川の水門。全ての規模。プロジェクト認可または許可申請段階において提出。

\* 末尾書類 4

a、環境影響分析報告の作成指針は以下から成る。

1、重要部

1・1、要約版の報告は以下の重要部から構成されなければならない。

1・1・1、プロジェクトの種類及び規模に加え、関連する事業。

1・1・2、プロジェクト地の写真と地図、プロジェクトにより影響を受けるおそれのある周囲の環境構成を示す地図。このとき縮尺は5万分の1、または適当な縮尺とする。

1・1・3、プロジェクト地とプロジェクト実施方法の選択肢、提案する指針の選択を決めた事由と検討事項。

1・1・4、ソーポー1書式に基づく重要な環境への影響を示す報告と当該影響防止及び解決措置、追跡調査措置。

1・2、報告の主要部は以下の重要部から構成されなければならない。

1・2・1、導入部。プロジェクトの由来、目的、プロジェクト実施の必要性、報告作成の目的、研究範囲及び研究方法に言及。

1・2・2、プロジェクト地。プロジェクト地の写真と地図、プロジェクトにより影響を受けるおそれのある周囲の環境構成を示す地図。このとき縮尺は5万分の1、または適当な縮尺とする。

1・2・3、プロジェクトの詳細。明瞭に全体図を示すことができる詳細、例えばプロジェクトの種類、プロジェクト地の規模、プロジェクトまたはプロジェクト構成事業の実施方法などに加え、方角を示した、適当な縮尺によるプロジェクトの土地利用計画。

1・2・4、現況。天然資源及び環境の物理的、生物学的側面の写真とともに詳細を示す。このとき再生可能及び再生不可能な種類に分類する。人の利用価値及び生活の質における価値の詳細。さらにプロジェクト地周辺、プロジェクト実施で短期的及び長期的に影響を受けるおそれのある場所におけるの現在の問題状況、プロジェクト地周辺の環境状況、土地利用状況を示す地図。

1・2・5、プロジェクト実施における選択肢評価、及びプロジェクトにより生じるおそれのある影響の評価。

(1) プロジェクト実施における選択肢。報告においてプロジェクト地またはプロジェクト実施方法の選択肢を提示しなければならない。このとき全ての選択肢は目的に合致し、目標成就の事由があり、プロジェクトの有無における必要性、全ての選択肢における影響防止・解決策がなければならず、プロジェクト実施に最適な選択肢をその事由と必要性とともに示さなければならない。

(2) 環境影響評価。プロジェクトにより生じるおそれのある資源、環境及び第1・2・4項に基づく諸価値に対する直接的影響及び間接的影響を評価する。このとき資源を再生可能なものと再生不可能なものに分ける。さらにプロジェクトの全選択肢で生じるおそれのある影響を比較、評価する。

1・2・6、環境影響防止及び解決策と補償。第1・2・5項に基づき生じる影響の防止及び解決における詳細を説明する。損害を回避できない場合は、当該損害の補償計画を提示する。

1・2・6、環境影響追跡調査措置。プロジェクト実施後の追跡及び評価の一部となる、学術的・実践的に適当な環境影響追跡調査における措置及び実施計画を提示する。

1・2・7、防止策及び解決策とともに重要な環境影響の概略リスト。

ここに、民衆参加、社会的な環境影響評価の指針、及び環境影響分析報告における健康影響評価の指針に従って行動しなければならない。

2、提出しなければならない証拠書類

2・1、主報告。15部以上。

2・2、概要報告。15部以上。

2・3、ソーポー2書式に基づく環境影響分析報告の表紙及び扉。

2・4、ソーポー3書式に基づく環境影響分析報告作成の保証書。

2・5、環境影響分析報告を作成する権利を有する者の許可書写し。

2・6、ソーポー5書式に基づく環境影響分析報告作成者の氏名リスト。

2・7、ソーポー6書式に基づく環境影響分析報告提出の詳細を示す書式。

b、初期環境影響分析報告の作成指針は以下から成る。

1、重要部

1・1、導入部。プロジェクトの目的、プロジェクト実施の必要性、報告作成の目的、研究範囲及び研究方法に言及。

1・2、プロジェクト地。プロジェクト地の写真と地図、プロジェクトにより影響を受けるおそれのある周囲の環境構成を示す地図。このとき適当な縮尺とする。

1・3、プロジェクト地とプロジェクトの実施方法の選択肢。提案する指針の選択を決めた事由と検討事項。

1・4、プロジェクトの詳細。明瞭に全体図を示すことができる詳細、例えばプロジェクトの種類、プロジェクト地の規模、プロジェクトまたはプロジェクト構成事業の実施方法などに加え、方角を示した、適当な縮尺によるプロジェクトの土地利用計画。

1・5、現況。天然資源及び環境の物理的、生物学的側面の写真とともに詳細を示す。このとき再生可能及び再生不可能な種類に分類する。人の利用価値及び生活の質における価値の詳細。さらにプロジェクト地周辺、プロジェクト実施で短期的及び長期的に影響を受けるおそれのある場所における現在の問題状況、プロジェクト地周辺の環境状況、土地利用状況を示す地図。

1・6、プロジェクトにより生じるおそれのある主たる影響。天然資源、環境、及び第1・5項に基づく諸価値に対する直接的影響と間接的影響であるプロジェクトにより生じるおそれのある影響を重視した初期的な環境影響。

1・7、環境影響防止及び解決策と補償。第1・6項に基づき生じる影響の防止及び解決における詳細を説明する。損害を回避できない場合は、当該損害の補償計画を提示する。

1・8、環境の質追跡調査措置。プロジェクト実施後の追跡及び評価における措置及び実施計画を提示する。

1・9、防止策及び解決策とともに重要な環境影響の概略リスト。

ここに、初期的環境影響報告における民衆参加、社会的な環境影響評価の指針に従って行動しなければならない。

2、提出しなければならない証拠及び書類

2・1、初期的環境影響報告。15部以上。

2・2、ソーポー7書式に基づく初期的環境影響報告の表紙及び扉。

2・3、ソーポー8書式に基づく初期的環境影響報告作成の保証書。

2・4、ソーポー9書式に基づく初期的環境影響報告作成者の氏名リスト。

2・5、環境影響分析報告作成の権利を有する者の許可書の写し。

(おわり)